

く快適なまちづくりをめざしてく

# 第5次 松前町行政改革大綱

(平成17年度く平成19年度)

松前町では、住民の代表などで組織する「松前町改革会議」の意見を取り入れた第5次行政改革大綱を策定しました。

この大綱をもとに平成19年度までを推進期間として、行政改革に取り組みます。

## 1 大綱策定の趣旨

松前町は単独で、福祉、教育、安全、活力を基本とした「ライフタウン」をめざします。そのためには、財政的にも体制的にも自立できる力をつける必要があります。

しかし、国の行財政改革、少子高齢化の急速な進展などにより今後ますます厳しい財政状況が予想されます。また、地方分権の進展に伴う新たな行政課題にも適切に対応する必要があります。

そのため、更に行政改革を進め、財政的にも体制的にも真に自立した松前町を確立する必要があります。

## 2 3つの基本方針とまちづくり・行政改革の基本理念

まちづくりの基本方針

### ○ まちづくりの基本方針

- ① みえる行政
- ② わかる行政
- ③ クリーンな行政

### ○ まちづくりの基本理念

「福祉」、「教育」、「安全」、「活力」  
行政改革の基本理念  
「住民サービスの維持と健全な財政運営」

## 3 改革の基本方針

松前町の現状と課題を踏まえ、改革のすべてに共通する「改革の基本

方針」を次のとおり定めます。

- (1) 住民の理解と民間資源の活用を基本に改革する。
- (2) 聖域なく改革する。
- (3) ゼロベースで改革する。
- (4) 公正の確保を基本に改革する。
- (5) 最少の経費で最大の効果を挙げられるように改革する。

## 4 個別の見直し基準

「改革の基本方針」を踏まえ、事務事業を見直すための「個別の見直し基準」を次のように定めます。

### (1) 松前町補助金等交付基準

補助金は、透明性・公平性を確保し、客観的に判断できる「松前町補助

金等交付基準」に基づきすべての補助金を見直します。

(2) 松前町負担金等支出(見直し)の考え方  
負担金は、共同で事務処理をするのに要した経費を負担するものであり、松前町の考えで減額・廃止することは困難な場合が多くありますが、「松前町負担金等支出(見直し)の考え方」に基づきすべての負担金を見直します。

(3) 使用料の改定について  
施設ごとに異なっていた減免規定について統一的な基準に基づき見直します。

